

(別記)

## 公表基準

公表は次の様式により行うものとする。

### 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

#### ◎ 評価機関

名 称	一般社団法人静岡県社会福祉士会
所 在 地	静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館 4 階
評価実施期間	26年 6月 13日～27年 2月 24日
評価調査者番号	① H18-c 007 ② H20-b003 ③

#### 1 福祉サービス事業者情報

##### (1) 事業者概要

事業所名称：みらい保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名： (管理者) 高橋 さと江	開設年月日 平成 26 年 4 月 1 日
設置主体：社会福祉法人 寿康会	定員 90 人
経営主体：社会福祉法人 寿康会	
所在地：〒412-0043 御殿場市新橋 1555-1	
連絡先電話番号： 0550-78-6791	FAX番号 0550-78-6792
ホームページアドレス	<a href="http://jukoukai.urdr.weblife.me">http://jukoukai.urdr.weblife.me</a>

## (2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センター</li> <li>・一時預かり保育</li> <li>・休日保育</li> <li>・病児・病後児保育</li> <li>・延長保育</li> </ul>	入園式・入園おめでとうの会・子どもの日の集い・春と秋の遠足・さつまいもの苗さし・七夕祭り・カレーパーティー・食育教育・プール開き・交通安全教室・運動会・防災訓練・幼年消防クラブ・地域の方及び祖父母交流会・観劇・生活発表会・うどん作り・もちつき・豆まき・ひな祭り・卒園式・誕生会（毎月）保育参観日（年2回）		
居室概要	居室以外の施設設備の概要		
保育室6室（ほふく室1）・一時預かり保育室・みらいランド（支援センター）	トイレ園児用6か所・プール・沐浴室		
<b>職員の配置</b>			
職種	人数	職種	人数
保育士	26（園長含む）	栄養士	1
嘱託医	2	看護師	1
調理員	2		

## 2 評価結果総評

### ◆ 特に評価の高い点

- ・開園初年度で第三者評価を受審し、評価内容では一年経過していない為に未実施で評価できない項目はありますが、保育サービスの質の向上について高い意識と取り組みの姿勢があります。
- ・管理者は業務の効率化と適正化を考慮し、職員の勤務内容が過重な部分の人員配置の見直しと改善を行っています。また、福利厚生面では法人との連携により労働環境の充実を図る努力をしています。
- ・園の運営に関して、現場の職員の意見を組み上げていく組織体制を目指しています。
- ・0歳児について受け入れ人数を多くするなど、地域の福祉ニーズを具現化しています。
- ・乳児クラスでは時間毎に健康チェックを実施するなど、観察と記録が詳細にされています。個別の保育日誌も形式を工夫・改良するなど、職員の取り組みがされています。

- ・連絡帳や登降園時の声掛けなどにより保護者との連携を取るための意識的な働きかけを、心がけています。

#### ◆ 特に改善を求められる点

- ・提供する保育サービスについて標準化するための各種マニュアルの整備や定期的見直し、職員間での共有化の取り組みが必要です。
- ・計画された事業に対し見直しの時期が設定されていないため、定期的な検証や改善がされない恐れがあります。
- ・不適切な関わり(虐待など)についての研修や発見時の記録・報告の明文化、ボランティアの受け入れに関する一連の書類、個人情報の廃棄方法等未整備なものがあり、早急な作成が求められます。
- ・意見箱は設置されていますが活用例がなく、利用者の意見を保育に反映するための取り組みが十分とは言えません。利用者が意見を述べやすい環境の工夫と周知が必要です。
- ・年度末に自己評価を計画していますが、保育サービス等についての定期的な評価体制やそのマニュアルはなく、担当者や評価結果の分析検討等評価を行う組織的体制の確立が望されます。

### 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

本年4月1日に開園し、この年に第3者評価を受けることとしました。

評価の結果を真摯に受け止め、指摘されたことや、不足する点を早急に改善し、より良い施設環境づくりをしてまいります。

また、保育士の資質向上を図るとともに、利用者の意見を保育に反映する体制づくりをさらにすすめ、こども像「こころ豊かで明るく元気な子」の実現に向けて、職員一丸となってまい進してまいります。

### 4 評価分類別評価内容

<b>評価対象Ⅰ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の理念は「子ども像」と称して配布資料に記載されています。</li> <li>・基本方針は具体的で保育理念との整合性が取れていますが、職員や利用者等への周知が不十分であり取り組みが望されます。</li> </ul>
<b>1 理念・基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人で中長期計画が策定されていますが、予算を伴って</li> </ul>

<b>2 計画の策定</b>	<p>おらず、保育所も同様です。また、事業計画策定の一連の過程には全職員が組織的に関わりますが、年度途中の見直しの手順の定めがなく、進捗状況の確認や、継続的な取り組みが望まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への配付は事業計画ではなく行事計画になっています。</li> </ul>
<b>3 管理者の責任とリーダーシップ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者の責任については有事や災害については明記されていますが、自らの役割と責任を表明した記録が確認できません。</li> <li>職員の質の向上に取り組み、働きやすい環境整備や人員体制の強化がされています。</li> <li>職員の育成では、具体的な体制の構築までには至っていません。また、自己評価の時期は年度末のため現時点では未実施ですが、評価や分析によりその活用が望まれます。</li> </ul>
<b>評価対象Ⅱ</b>	<p><b>1 経営状況の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業経営の外的な情報は市や民間の園長会、法人、子育て支援センターに通う保護者などから入手し、経営状況や改善すべき課題の把握と分析を行っていますが、職員全体への周知や検討にまでは至っていません。</li> <li>開園初年度の為、中長期計画への反映は今後の課題です。</li> </ul>
<b>2 人材の確保・養成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職制・分掌については書面を配付していますが、説明の機会を設ける等の取り組みがなく、職員への周知が十分とは言えません。</li> <li>教育・研修に関しては、中長期計画に組織としての基本姿勢が明示されていますが、職員に求める専門性の内容の明示が不足しています。</li> <li>管理職は一人ひとりの職員の知識や、技術水準を把握して、勤務年数を基準に個別研修を計画しています。年度末に明らかになる研修成果と分析を踏まえ、個々の職員に求める専門性の明示や知識や水準に合わせ、将来の意向も含めた計画の作成が望れます。</li> <li>人事考課実施者は法人で研修を受け、非正規採用職員を含め全職員に面接を予定しています。</li> <li>雇用形態にかかわらず、福利厚生センター(ソウェルクラブ)に加入し、法人の互助会に加入しています。</li> <li>就業状況は法人がデータ管理を行い、園に分析結果が戻</li> </ul>

	<p>されますが、職員が相談できるカウンセラーや専門家との連携が求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生の受け入れは基本方針が明示され、マニュアルや受け入れ態勢があります。意義・方針の説明が職員になく、プログラムの用意が必要です。</li> </ul>
<b>3 安全管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の各マニュアルがあり一部はフローチャートで解り易くしています。</li> <li>・各マニュアルを用意し、おもちゃと砂場の衛生管理方法もありますが、水回りに関する標準的予防対策のマニュアルが不足しています。</li> <li>・発生した事故の再発防止まで検討していますが、ヒヤリ・ハットも含め、事例の収集や職員研修の充実が望まれます。</li> <li>・想定されるリスクに対し、事故補償の保険に加入しています。</li> </ul>
<b>4 地域との交流と連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な地域資源のリストの一部は作成され、必要に応じ保護者にも情報の提供がされています。さらなる地域との連携が望れます。</li> <li>・ボランティア等の受け入れはしていますが、マニュアルが未整備のため、意義や方針の明文化がされていません。</li> <li>・育児相談や子育ておしゃべり広場、関係機関との定期的な会議で具体的なニーズの把握に努め活動に生かしています。</li> </ul>
<b>評価対象Ⅲ</b> <b>1 利用者本位の福祉サービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や遊びを通しての基本的生活習慣の習得を保育計画に位置づけ、利用者本位の保育の提供を心がけています。</li> <li>・プライバシーの保護についてはマニュアルがあり、設備面でも取り組んでいますが、保護者に対しての姿勢や取り組みの周知が十分ではありません。</li> <li>・子どもへの不適切な関わりについて、発見した時の記録や報告についての明文化がありません。</li> <li>・食育計画に基づいた取組みにより各年齢に応じた給食が、提供されています。子どもが食べ物を通して健康や自然に関心がもてるよう、働きかけが行われています。</li> <li>・設備は新設のため清潔で安全にも配慮されていますが、</li> </ul>

	<p>冬季の沐浴の想定や排泄時の安全確保などの手順について、職員の共有化が望れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の意見を取り入れる体制や周知が不足しており、意見箱は設置してありますが活用の工夫がありません。また、意見があった場合の対応解決までの組織的な仕組みが未確立です。</li> </ul>
<b>2 サービスの質の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自己評価ガイドライン」に則り自己評価を年度末に実施する予定があり、開園初年度に第三者評価事業を受審するなど、保育の質を評価する取組みには積極的です。</li> <li>評価実施の目的や時期、結果の分析・検討などの具体的活用の方法などを含む規定がなく、評価に対する組織的な姿勢や担当部署などは未設定です。</li> <li>開園初年度のため、提供するサービスの標準的な実施方法の文書化は検討中です。</li> <li>子どもの健康管理では、健診の結果や保護者からの情報が児童票に記録されています。日々の体調変化についても保護者と連携して、個々の子どもの健康状態に応じた対応や給食の提供がされています。</li> <li>子どもが心地よく過ごすことができる環境が配慮され、人的にも基準以上の職員配置がされています。特に乳児では、30分毎に健康チェックを行い個別に記録がされています。</li> <li>自然や地域社会に親しむ体験（野菜の育生や収穫、季節の草花等の素材を使った遊びや製作、地域の文化祭や交通安全パレードへの参加や高齢者施設への慰問など）を設け、子どもが地域の自然や社会に関わる保育を積極的に展開しています。</li> <li>英語教室やリトミックなどを取り入れ、体や言葉による表現活動の多様性を図っています。</li> <li>各教室では、絵本や楽器・用具・教材などを子どもが自由に出し入れし使用しています。図書の貸し出しなど、さらなる共有物の整備が望されます。</li> <li>一時預かりの保育では専任の保育士を配置し、積極的な受け入れがされています。長時間保育をうける子どもには軽食が提供され、職員の引継ぎも適切に行われています。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>各発達年齢に応じた保育計画や目標の下に、適切な環境や保育内容が提供されています。障害のある子どもには1対1で職員を配置しています。</li> <li>記録方法の標準化の取り組みや文書管理に関する書類の保管・廃棄等の規定はありません。</li> </ul>
<b>3 サービスの開始、継続</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>園のホームページは法人管理で更新がなく、利用希望者への情報提供はパンフレットのみで他園との比較検討には不十分です。（現在、園独自のホームページを作成中です）</li> <li>サービス開始に当たっては利用者への説明が丁寧にされ入園時には契約書にて同意が得られています。</li> <li>現在のところ施設の変更や家庭への移行のケースはありませんが、サービスの継続性に配慮するための引継文書や手順の定めが必要です。</li> </ul>
<b>4 サービス実施 計画の策定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の身体状況や生活状況は隨時担任が聞き取り記録していますが、アセスメント様式の検討や手順などの設定が望まれます。</li> <li>保育課程の作成には主任級以上の職員が参画し、保育所保育指針等関与条約等を踏まえて編成されています。</li> <li>サービス実施計画は年齢クラス毎に、年に2期と月別に区分し、個別具体的な指導計画が作成されています。</li> <li>保育の計画の作成に当たり、利用者への説明と同意に関するマニュアルの作成が望されます。</li> </ul>

## 5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

### 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1)	理念、基本方針が確立されている。	
	① 理念が明文化されている。	B
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2)	理念や基本方針が周知されている。	
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	B
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

### I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
	① 中・長期計画が策定されている。	B
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	B
I-2-(2)	計画が適切に策定されている。	
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	B
	② 事業計画が職員に周知されている。	B
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	C

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1)	管理者の責任が明確にされている。	
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	B
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている。	
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	B
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	B

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	B
	③ 外部監査が実施されている。	C

## II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	B
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	B
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	B
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	C
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	B

## II-3 安全管理

		第三者評価結果

II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
③ 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	B
③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に応えるような体制が整備されている。	B
④ 発生した事故を把握している。	B
⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	B

#### II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	B
② 施設が有する機能を地域に還元している。	B
③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	C
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 必要な社会資源を明確にしている。	B
② 関係機関等との連携が適切に行われている。	B
③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	B
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 地域の福祉ニーズを把握している。	B
② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	B

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

##### III-1 利用者本位の福祉サービス

第三者評価結果
---------

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	B
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	B
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	B
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	B
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	B
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	B
	③ 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B
	④ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	B
	⑤ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B
	⑥ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
	⑦ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	B
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	B

### III-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。 ② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	C C	
III-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。 ② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C C	
III-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことできるような人的・物的環境が整備されている。	B	
III-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開される。		
① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。 ② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。 ③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。 ④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわるような人的・物的環境が整備されている。 ⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。 ⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 ⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	B B B B B A A	

	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされる ような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されて いる。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容 や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	B
III-2-(5)	子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されてい る。	
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的 な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	B
III-2-(6)	特別な保育への対応や配慮が行われている。	
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方 法に配慮がみられる。	A
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、 保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通 常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
III-2-(7)	サービス実施の記録が適切に行われている。	
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われてい る。	B
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

### III-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
III-3-(1)	サービス提供の開始が適切に行われている。	
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供してい る。	B
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
III-3-(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に 配慮した対応を行っている。	C

### III-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
III-4-(1)	利用者のアセスメントが行われている。	

	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
III-4-(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	B
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	C
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	A
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B